

(案)

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置は次のとおりである。

名 称	位 置	面 積	備 考
産業廃棄物処理施設 (汚泥の脱水施設) (廃プラスチック類、 木くず又はがれき類 の破碎施設)	大阪府大阪市 西淀川区中島 二丁目 9 番 35 及び 9 番 36	5190.31 m <sup>2</sup>	処理能力 (1日あたり)  脱水施設 822.5 m <sup>3</sup>  破碎施設① ・木くず又はがれき類 864 t (がれき類)  破碎施設② ・廃プラスチック類の場合 183 t  ・木くずの場合 203 t  ・がれき類の場合 339 t

理 由

汚泥の脱水施設と廃プラスチック類、木くず又はがれき類の破碎施設であり、産業廃棄物の減量化を図るとともに、資源として再利用し、循環型社会の形成に寄与するため、建築基準法第 51 条のただし書の規定により、産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について許可しようとするものである。

( 参 考 )

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の概要は次のとおりである。

名 称	産業廃棄物処理施設						
位 置	大阪府大阪市西淀川区中島二丁目 9 番 35 及び 9 番 36						
敷 地 面 積	5190.31 m <sup>2</sup>						
地 域 地 区	工業専用地域（建ぺい率 10 分の 6、容積率 10 分の 20）、 建築基準法第 22 条区域						
施 設 の 概 要	主 要 用 途	産業廃棄物処理施設 （汚泥の脱水施設） （廃プラスチック類、木くず又はがれき類の破碎施設）					
	建 築 物	建 築 物 用 途	産業廃棄物 処理施設	事 務 所	便 所	ゴミ置場	合 計
		建 築 面 積 (m <sup>2</sup> )	3287.90	82.93	6.04	3.58	3380.45
		延 べ 面 積 (m <sup>2</sup> )	3287.90	152.66	6.04	3.58	3450.18
		構 造 ・ 階 数	鉄骨造平屋建	鉄骨造 2 階建	補強 CB 造 平屋建	補強 CB 造 平屋建	—
	処 理 能 力	脱水施設 破碎施設① 木くず又はがれき類 破碎施設② 廃プラスチック類の場合 木くずの場合 がれき類の場合				822.5 m <sup>3</sup> /日 864 t / 日 (がれき類) 183 t / 日 203 t / 日 339 t / 日	
	最 終 処 分 方 法	再生資源として活用するほか、再度処理委託をする。					
備 考							

( 5 頁 ~ 7 頁 図 面 参 照 )